

II-v 在学期間短縮

1 博士前期課程在学期間短縮申請手続き

(2005. 3. 23 研究科委員会決定)

(最終改定：2023. 2. 8)

博士前期課程の在学期間については、大学院学則 35 条第 1 項但し書きにより「優れた業績を上げた者」と研究科委員会が認めた場合は、博士前期課程に 1 年以上在学すれば足りるものとするになっている。

博士前期課程における「優れた業績を上げた者」とは、本学大学院担当教員の指導のもとに完成し、博士前期課程入学後に投稿した論文が主要学術論文誌又は主要な国際会議の査読付き論文集中筆頭著者として 1 編以上掲載又は採択されている者とされている。これにより在学期間短縮資格の認定を受けようとする者は、下記(1)又は(2)の手続きに従い申請するものとする。

なお、情報技術・プロジェクトマネジメント専攻においては、前段の規定によるほか、IT 業界での実務経験のある学生にかかる在学期間を 1 年半に短縮することができる。これにより在学期間短縮資格の認定を受けようとする者は、下記(3)の手続きに従い申請するものとする。

また、大学院規則 35 条第 2 項において、大学院規則第 28 条第 2 項により入学前に他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。）の修得により本学大学院の博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1 年を超えない範囲で本学大学院の博士前期課程が定める期間在学したものとみなすことができる。これにより在学期間短縮資格の認定を受けようとする者は、下記(4)の手続きに従い申請するものとする。

(1) 優れた業績を上げる見込みの場合

① 申請の時期及び提出書類

修了認定を受けようとする時期の学期開始前日までに「博士前期課程在学期間短縮申請書」を研究科長に提出する。

② 申請の条件

在学中に「優れた業績」に該当する成果を上げる見込みの場合、指導教員の承認を得て申請ができる。ただし、申請の時点で主要な学術論文誌等に論文を投稿していること。

③ 申請の受理

教務委員会及び研究科委員会での審議・認定後、本人に対し在学期間短縮資格に関する認定の通知をする。通知を受けたものについては「特別研究セミナー」の履修登録を認める。「特別研究セミナー」とは在学期間短縮資格が認定された場合、通年科目である「研究セミナー」の代わりに登録するもので、履修期間は 1・2 学期又は 3・4 学期である。

④ 修了判定

修士論文最終原稿提出の時期までに「優れた業績」を証する書類を研究科長へ提出する。

教務委員会での審議及び研究科委員会での審議・承認により「優れた業績」と認められた場合は、通常の修了判定の審査を行い、博士前期課程の修了要件を満たした場合は、在学期間を短縮して博士前期課程を修了できる。

⑤ 投稿中の論文採否の報告

投稿中の論文の採否結果については、指導教員を通じ速やかに研究科長に報告すること。

なお 1 年次に申請し「優れた業績」を証する書面を期日までに提出できなかった者で、更に半年後の修了を目指す場合には、あらためて在学期間短縮申請を行うものとする。

2 年次に申請し「優れた業績」を証する書面を期日までに提出できなかった者については、「特別研究セミナー」への履修登録を 2 年次に履修する「研究セミナー」へ変更登録する。

(2) 優れた業績を上げてからの申請

① 申請の時期及び提出書類

修了認定を受けようとする時期の学期開始前日までに「博士前期課程在学期間短縮申請書」を研究科長に提出する。

② 申請の条件

「優れた業績」に該当する成果を上げた場合、指導教員の承認を得て申請ができる。

③ 申請の受理

教務委員会での審議及び研究科委員会での審議・承認により「優れた業績」と認められた場合は、本人に対し申請受

理及び「優れた業績」の該当認定について通知をする。通知を受けたものについては「特別研究セミナー」の履修登録を認める。

「特別研究セミナー」とは在学期間短縮資格が認定された場合、通年科目である「研究セミナー」の代わりに登録するもので、履修期間は1・2学期又は3・4学期である。

④ 修了判定

通常の修了判定の審査を行い、博士前期課程修了要件を満たした場合は、在学期間を短縮して博士前期課程を修了できる。

(3) IT業界での実務経験に基づく申請（情報技術・プロジェクトマネジメント専攻）

① 申請の時期及び提出書類

修了認定を受けようとする時期の半年前の学期開始前日（2年次の最初の学期開始前日）までに「博士前期課程在学期間短縮申請書（ITスペシャリスト）」を研究科長に提出する。

② 申請の条件及び短縮される期間

情報技術・プロジェクトマネジメント専攻の学生が、IT業界での実務経験のある場合について、指導教員の承認を得て申請することができる。本条件に基づく申請の場合は、在学期間を1年半に短縮して博士前期課程を修了できる。

③ 申請の受理

(2022年度入学生以前)

教務委員会での審議及び研究科委員会での審議・承認により在学期間短縮が認められた場合は、本人に対し該当認定について通知をする。通知を受けたものについては「教育セミナー」、「研究セミナー・カンファレンス」及び「Teaセミナー・コンテスト」の履修期間の短縮、並びに「ソフトウェア開発アリーナ III」及び「ソフトウェア開発アリーナ IV」の同時履修を認める。

(2023年度入学生以降)

教務委員会での審議及び研究科委員会での審議・承認により在学期間短縮が認められた場合は、本人に対し該当認定について通知をする。通知を受けたものについては「PM研究セミナー」、「カンファレンスプレゼンテーションセミナー」、「教育セミナー」、「Teaセミナー」及び「コンテスト」の履修期間の短縮、並びに「プロジェクト開発アリーナ III」及び「プロジェクト開発アリーナ IV」の同時履修を認める。

④ 修了判定

通常の修了判定の審査を行い、博士前期課程修了要件を満たした場合は、在学期間を短縮して博士前期課程を修了し、ITスペシャリスト修了証を受けることができる。

(4) 入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮に基づく申請

① 申請の時期及び提出書類

修了認定を受けようとする時期の学期開始前日までに「博士前期課程在学期間短縮申請書（入学前の既修得単位勘案）」及び入学前に他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。）を証明する書類（成績証明書等）を研究科長に提出する。

② 申請の条件

学生は指導教員の承認を経て申請することができる。

③ 申請の受理

教務委員会での審議及び研究科委員会での審議・承認により在学期間短縮が認められた場合は、本人に対し申請受理及び該当認定について通知をする。コンピュータ・システム学専攻の学生については「特別研究セミナー」の履修登録を認める。「特別研究セミナー」とは在学期間短縮資格が認定された場合、通年科目である「研究セミナー」の代わりに登録するもので、履修期間は1・2学期又は3・4学期である。

(2022年度入学生以前)

情報技術・プロジェクトマネジメント専攻の学生については「教育セミナー」、「研究セミナー・カンファレンス」及び「Teaセミナー・コンテスト」の履修期間の短縮、並びに「ソフトウェア開発アリーナ III」及び「ソフトウェア開発アリーナ IV」の同時履修を認める。

(2023年度入学生以降)

情報技術・プロジェクトマネジメント専攻の学生については「PM研究セミナー」、「カンファレンスプレゼンテーション

セミナー」、「教育セミナー」、「Tea セミナー」及び「コンテスト」の履修期間の短縮、並びに「プロジェクト開発アリーナ III」及び「プロジェクト開発アリーナ IV」の同時履修を認める。

④ 修了判定

通常の修了判定の審査を行い、博士前期課程修了要件を満たした場合は、在学期間を短縮して博士前期課程を修了できる。また、情報技術・プロジェクトマネジメント専攻の学生は IT スペシャリスト修了証を受けることができる。

2 博士後期課程在学期間短縮申請手続き

(H17.6.22 研究科委員会決定)

博士後期課程の在学期間については、大学院学則 35 条第 3 項ただし書きにより「優れた業績を上げた者」と研究科委員会が認めた場合は、①博士前期課程の在学期間を含めて 3 年以上、②外国において修士の学位を授与された者等については 1 年以上、在学すれば足りるものとされている。

博士後期課程における「優れた業績を上げた者」とは、博士後期課程在学中の成果を基に完成した論文が主要学術論文誌に筆頭著者として 2 編以上掲載又は採択されている者とする。ただし、論文は学生が主として寄与したものであること。

なお、この手続きに定めのない事項については「博士後期課程における修学について」によるものとする。

(1) 優れた業績を上げる見込みの場合

① 申請の時期及び提出書類

博士後期課程の在学期間を短縮して修了しようとする者は、当該年度の春季(3月)修了を目指す場合は7月上旬まで、翌年度の秋季(9月)修了を目指す場合は2月上旬までに「博士後期課程在学期間短縮申請書」を研究科長に提出する。

申請の条件

指導教員及び論文審査委員予定者の承認を得て、在学中に「優れた業績」に該当する成果を上げる見込みの場合に申請ができる。ただし、申請の時点で論文が主要学術論文誌に1編以上掲載又は採択されているとともに、主要学術論文誌に1編以上投稿されていること。

② 申請の受理

大学院教務委員会及び研究科委員会での審議・認定後、本人に在学期間短縮資格に関する認定の通知をする。通知を受けた者については、「博士後期課程における修学について」に基づき博士論文審査委員会を設置し、博士論文予備審査を実施することができる。

③ 優れた業績の確認

博士論文予備審査の結果報告を受けて大学院教務委員会で審議の結果、予備審査に合格した者は、指導教員及び論文審査委員予定者の承認を得て、「優れた業績」を証する書類を研究科長へ提出するものとする。

大学院教務委員会及び研究科委員会での審議・承認により、「優れた業績」と認められた場合は、博士論文審査会(本審査)を実施することができる。

④ 修了・学位授与

博士論文審査会(本審査)において合格し、大学院教務委員会及び研究科委員会での審議・合格が確定した者は、最終博士學位論文及び學位申請書を研究科長に提出するものとする。大学院教務委員会及び研究科委員会での最終博士學位論文及び學位申請書の審議・承認により、博士學位授与者を確定するものとする。

(2) 優れた業績を上げてからの申請

① 申請の時期及び提出書類

博士後期課程の在学期間を短縮して修了しようとする者は、当該年度の春季(3月)修了を目指す場合は7月上旬まで、翌年度の秋季(9月)修了を目指す場合は2月上旬までに「博士後期課程在学期間短縮申請書」を研究科長に提出する。

② 申請の条件

指導教員及び論文審査委員予定者の承認を得て、「優れた業績」に該当する成果を上げた場合に申請ができる。

③ 申請の受理

大学院教務委員会及び研究科委員会での「優れた業績」の審議・認定後、本人へ在学期間短縮資格に関する認定の通知をする。通知を受けたものについては、「博士後期課程における修学について」に基づき博士論文審査委員会を設置し、博士論文予備審査を実施することができる。

④ 修了・学位授与

博士論文予備審査の結果報告を受けて大学院教務委員会で審議の結果、予備審査に合格した者は、博士論文審査会（本審査）を実施することができる。

博士論文審査会（本審査）において合格し、大学院教務委員会及び研究科委員会での審議・合格が確定した者は、最終博士学位論文及び学位申請書を研究科長に提出するものとする。大学院教務委員会及び研究科委員会での最終博士学位論文及び学位申請書の審議・承認により、博士学位授与者を確定するものとする。

(3) その他

在学期間短縮申請後不合格になった者で、在学期間短縮を再度希望する者は、あらためて在学期間短縮申請を行うものとする。ただし、予備審査に合格し、本審査で不合格となった者が、同じ論文題目であらためて在学期間短縮申請を行う場合については、研究科委員会の議を経て、予備審査を免除することができる。その者が在学期間短縮申請を行わずに博士後期課程に3年間以上在学して学位授与を目指す場合にも、同様に研究科委員会の議を経て、予備審査を免除することができる。